

※ 登録番号	第 40 号 (令和 5年 1月 9日)	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業 <u>総合不動産投資顧問業</u>	
2.法人・個人の別	<u>法人</u> 個人	
(ふりがな) 3.商号又は名称	さむていあせつとまねじめんとかぶしきがいしゃ サムティアセットマネジメント株式会社	
(ふりがな) 4.氏名 (法人である場合は代表者氏名)	だいひょうとりしまりやく 代表取締役	たかはし まさふみ 高橋 雅史
5.資本金額	120,000,000円	
6.役員		
(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
たかはし まさふみ 高橋 雅史	代表取締役社長	<u>常勤</u> 非常勤
いとう せつお 伊藤 節夫	取締役	<u>常勤</u> 非常勤
にざわ ひでかず 二澤 秀和	取締役	<u>常勤</u> 非常勤
あべ こうすけ 阿部 浩亮	取締役	<u>常勤</u> 非常勤
ますだ ようすけ 増田 洋介	取締役 (社外取締役)	常勤 <u>非常勤</u>
ひらやま よしかず 平山 好一	取締役 (社外取締役)	常勤 <u>非常勤</u>
ぬまた たくや 沼田 拓也	取締役 (社外取締役)	常勤 <u>非常勤</u>

なかじま ひろし 中島 洋	監査役	常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤
------------------	-----	---

(記載上の注意)

- 1 「※登録番号」には、記載しないこと。
- 2 「1.投資顧問業の種類」は、該当するものに○印を付けること。
- 3 「2.法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
- 4 「3.商号又は名称」、「4.氏名」
 - (1) 法人は商号を「3.商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「4.氏名」に記載すること。
 - (2) 個人は、「3.商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は、屋号等の名称を記載することができる。
 - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「4.氏名」に()書きで併せて記載することができる。
- 5 「5.資本金額」には、出資総額を含む。
- 6 「6.役員」について、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	職名	統括する業務の別
(かんばやし あきひろ) 寒林 晃弘 (営業所の業務を統括する者(ファンド運用・管理)) (不動産の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者) (助言の業務を行う者) (判断業務統括者)	ファンド投資運用部部長 チーフ・インベストメントオフィサー	投資判断・売買・貸借・管理等
(にざわ ひでかず) 二澤 秀和 (営業所の業務を統括する者(財務・経理・総務・人事業務))	取締役経営管理本部長 兼 経営管理部長	
(しが えりこ) 志賀 絵里子 (営業所の業務を統括する者(法令遵守・内部統制))	シニア・コンプライアンスオフィサー	
計 3名		

(記載上の注意)

- 1 第4条第1項第3号に規定する重要な使用人の種類(営業所の業務を統括する者、不動産の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者、助言の業務を行う者、判断業務統括者等)を「氏名」に付記することとし、複数の種類に該当する場合は、その該当するすべての種類を付記すること。
- 2 「統括する業務の別」には、判断業務統括者が統括する業務の別(投資判断、売買、貸借、管理等)を記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に記載すること。

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
本社	平成26年4月29日	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 電話 03-5220-3841 FAX 03-5220-3851
計 1 店		

(記載上の注意)

- 1 「名称」には、主たる営業所及びその他の営業所を、それぞれ区分して記載すること。
- 2 「所在地」には、その営業所の電話番号を併せて記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

9.業務の方法

1. 投資助言業務又は投資一任業務の対象となる不動産の種類
 - (1) 種類：主にオフィスビル及び居住用マンション
 - (2) 規模：特段の定めを設けない
 - (3) 所在する地域：政令指定都市をはじめとする全国の主要都市

2. 助言の方法
主として一定の期間継続的な資産運用に係る助言を行うが、単発的な不動産投資に関する助言を行うこともある。

3. 報酬体系
 - (1) 継続的な資産運用に係る投資助言業務又は投資一任業務の報酬は、以下の基準にて、業務内容等を勘案して契約ごとに顧客と協議の上、個別に定める。
 - ①取得報酬：対象資産の取得価格に3.0%の料率を乗じた額を上限とする。
 - ②管理報酬：対象資産の取得価格に3.0%の料率を乗じた額を年額の上限として、対象資産の運用期間に応じて月割り（1ヶ月に満たない場合は日割り）により計算した額とする。
 - ③売却報酬：対象資産の売却価格に3.0%の料率を乗じた額を上限とする。
 - ④成功報酬：一定の目標利回りを超過した場合に、超過収益に50.0%の料率を乗じた額を上限とする。
 - (2) 単発的な助言業務については、業務内容等を勘案し契約ごとに顧客と協議の上、個別に定める額とする。

4. 報酬の支払時期
 - (1) 継続的な資産運用に係る投資助言業務又は投資一任業務の報酬の支払時期は、原則として以下のとおりとする。但し、業務内容・スキーム等を勘案して顧客と協議の上、別の定めをする場合がある。
 - ①取得報酬：取得月の翌月末日までとする。
 - ②管理報酬：1ヶ月ごと又は3ヶ月ごとに、管理運用期間の翌月末日までとする。
 - ③売却報酬：売却月の翌月末日までとする。
 - ④成功報酬：超過収益確定後、1ヶ月以内とする。
 - (2) 単発的な助言業務は、助言業務が終了した月の翌月末日までとする。

5. 匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法
合同会社を設立し、当該合同会社は金融機関からの借入金及び匿名組合出資金により信託受益権を購入する方法と、特定目的会社を設立し、当該特定目的会社が金融機関からの特定目的借入れ及び特定社債の発行、並びに優先出資の発行による資金で不動産又は信託受益権を購入する方法が主となる。

6. GIPS基準 採用していません。

(記載上の注意)

次の各項目につき記載すること。

- 1 投資助言業務又は投資一任業務の対象となる不動産の種類（例：業務用ビル、商業施設、住宅等）、規模及び所在する地域
- 2 助言の方法（例：単発的な取引に係る助言、一定期間継続的な資産運用に係る助言等）
- 3 報酬体系
 - (1) 顧客が不動産投資顧問業者へ支払う報酬の定め方を具体的に金額を明示して記載すること。
 - (2) 会費制の場合において会費の額により助言の内容及び方法が異なる場合は、当該内容及び方法を会費額別に具体的に記載すること。
 - (3) 成功報酬体系を採る場合は、その報酬の算出方法、売買の確認方法を具体的に記載すること。
- 4 報酬の支払時期
- 5 匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法
- 6 総合不動産投資顧問業者の登録をしようとする者にあつては、不動産の運用実績の開示について、GIPS基準（資産運用会社による運用実績の公正な表示と完全な開示を確保するために定められた国際共通基準をいう。）に準拠表明をしたものである場合には、その旨

10.既に有している免許、許可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録	関東財務局長 第2402号	平成22年5月28日
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	東京都知事 (3)第92527号	令和2年12月25日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

(記載上の注意)

1から3までのうち該当するものに○印を付け、その免許等の番号、年月日を記載すること。

1 1.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 宅地建物取引業(2) 宅地建物取引業に係る取引一任代理等の業務(3) 不動産、不動産流動化商品および有価証券等の金融資産に関する投資顧問業務(4) 投資法人資産運用業(5) 投資法人の機関の運営に関する業務の受託(6) 投資法人の設立企画人としての業務(7) 不動産の賃貸、保守、管理に関する業務(8) 不動産、信託受益権および不動産流動化商品、有価証券等の金融資産の売買、媒介、管理ならびに運営に関する委託代行業務(9) 不動産の取得、保有、売買、売買の代理または媒介、斡旋に関する業務(10) 有価証券の保有および売買(11) 金融商品取引業のうち、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業 |
|--|

(記載上の注意)

- 1 日本標準産業分類表細分類又は定款の内容に従って記載すること。
- 2 第6条第2項第2号カの不動産投資事業については、当該事業の対象となる不動産の種類、規模及び所在する地域を記載すること。

1 2. 主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資 の金額	割合	住 所
(さむていかぶしきがいしゃ) サムティ株式会社	2 8 1 4 株	6 7 %	大阪市淀川区西宮原 一丁目8番39号
(かぶしきがいしゃだいわし ょうけんぐるーぷほんしゃ) 株式会社大和証券グルー プ本社	1 3 8 6 株	3 3 %	東京都千代田区丸の 内一丁目9番1号

(記載上の注意)

- 1 「主要株主」とは、法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。
- 2 「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
- 3 実質的に保有する株式の数又は出資の金額の多い順に記載すること。
- 4 名義を親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族）に分割している場合は、合算した株式の数又は出資の金額を「保有する株式の数又は出資の金額」に、その合算した割合を「割合」に（ ）書きで記載すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

13. 役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
(ますだ ようすけ) 増田 洋介	商号：サムティ株式会社 業務の種類：建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業、貸家業、貸間業、不動産管理業、建築工事業、金融商品取引業
(ひらやま よしかず) 平山 好一	商号：サムティ株式会社 業務の種類：建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業、貸家業、貸間業、不動産管理業、建築工事業、金融商品取引業 商号：SAMTY VIETNAM CO., LTD. 業務の種類：土木建築サービス業、管理・補助的経済活動を行う事業所（総合工事業）、建物売買業・土地売買業 商号：SAMTY ASIA INVESTMENTS PTE. LTD. 業務の種類：補助的金融業等 商号：S-VIN VIETNAM REAL ESTATE TRADING JOINT STOCK COMPANY 業務の種類：不動産取引業、総合工事業
(ぬまた たくや) 沼田 拓也	商号：株式会社大和証券グループ本社 業務の種類：純粋持株会社 商号：大和証券株式会社 業務の種類：金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業、商品先物取引業、商品投資顧問業

(記載上の注意)

- 「常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類」の業務の種類又は他に営んでいる事業の種類は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載してその書面を第9面の次に添付すること。